（需要設備と電気的に接続するためのものを除く。）を含む。以下この項において同じ。）

二　［略］ （一）　［略］ （二）　［略］	［略］	［略］	［略］
1～4　［略］ 1　［略］ 2　［略］ (1)～(3)　［略］ (4)　周波数低下による事故の拡大を防止するための遮断器であって、法第三十八条第三項各号に掲げる事業の用に供する電圧三十万ボルト以上のもの（電気鉄道用送電線路に属するものを除く。）の設置 3・4　［略］	［略］		［略］

別表第四（第六十五条関係）

工事の種類	事前届出を要するもの
一～三　［略］ 四　大気汚染防止法第二条第十三項に規定する水銀排出施設に該当する電気工作物に係る工事	［略］ 大気汚染防止法第二条第十三項に規定する水銀排出施設に該当する電気工作物の設置又は改造であって、構造、使用の方法又は水銀等の処理の方法の変更を伴うもの
五～十　［略］	［略］

（需要設備と電気的に接続するためのものを除く。）を含む。以下この項において同じ。）

二　［略］ （一）　［略］ （二）　［略］	［略］	［略］	［略］
1～4　［略］ 1　［略］ 2　［略］ (1)～(3)　［略］ (4)　周波数低下による事故の拡大を防止するための遮断器であって、法第三十八条第四項各号に掲げる事業の用に供する電圧三十万ボルト以上のもの（電気鉄道用送電線路に属するものを除く。）の設置 3・4　［略］	［略］		［略］

別表第四（第六十五条関係）

工事の種類	事前届出を要するもの
一～三　［略］ 四　大気汚染防止法第二条第十三項に規定する水銀排出施設に該当する電気工作物の設置又は改造であって、構造、使用の方法又は水銀等の処理の方法の変更を伴うもの	［略］ 大気汚染防止法第二条第十三項に規定する水銀排出施設に該当する電気工作物に係る工事
五～十　［略］	［略］

備考　表中の［　］は注記である。